

リスクリング・キャリアデザイン応援奨励金支給要綱

令和 7 年 4 月 1 日付 7 東し企雇第 1 4 0 号

(目的)

第 1 条 リスクリング・キャリアデザイン応援奨励金（以下「奨励金」という。）は、都内中小企業等に対し、従業員のリスクリング・キャリアデザイン支援の環境整備に向けた取組を支援することを目的とする。

(通則)

第 2 条 公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）が実施する奨励金の支給については、リスクリング・キャリアデザイン応援事業実施要綱（令和 7 年 2 月 1 0 日 6 産労雇第 1768 号）（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この要綱における定義は、以下の各号のとおりとする。

(1)「企業等」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に定める「会社」、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 3 条第 2 号に定める特例有限会社及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 22 条又は第 163 条の規定により成立した法人等のほか、個人事業主及び以下アからサまでに定める法人等を含むものとする。

ア 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 30 条の 2 第 1 項で定める「弁護士法人」に該当するもの

イ 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 34 条の 2 の 2 第 1 項で定める「監査法人」に該当するもの

ウ 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 48 条の 2 で定める「税理士法人」に該当するもの

エ 行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 13 条の 3 で定める「行政書士法人」に該当するもの

オ 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 26 条で定める「司法書士法人」に該当するもの

カ 弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）第 37 条第 1 項で定める「弁理士法人」に該当するもの

キ 社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 25 条の 6 で定める「社会保険労務士法人」に該当するもの

ク 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 26 条で定める「土地家屋調査士法人」に該当するもの

ケ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 2 の「公益法人等」に該当するもの

なお、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について公益法人等とみなされる、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項で定める特定非営利活動法人を含むものとする。ただし、次のいずれかを満たすものは除く。

(ア) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの

(イ) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの

るもの

(ウ) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

(エ) 法人格のない任意団体または運営費の大半を公的機関から得ている法人等

コ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 3 の「協同組合等」に該当するもの

サ 労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号）に規定する「労働者協同組合」（ただし、法人税法別表第 2 の「公益法人等」に該当するもの及び同法別表第 3 の「協同組合等」に該当するものを除く）に該当するもの

(2) 「中小企業等」とは、常時雇用する労働者の数が 300 人以下の企業等をいう。

(3) 「常時雇用する労働者」とは、雇用契約の形態を問わず、以下のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア 期間の定めなく雇用されている者

イ 一定の期間を定めて雇用されている者であって、過去 1 年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から 1 年以上引き続き雇用されると見込まれる者

(4) 「リスキリング」とは、職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために必要なスキルを獲得することをいう。

(5) 「キャリアデザイン」とは、長期に渡る職務経験やこれに伴う計画的な能力開発の連鎖のことをいう。

(6) 「環境整備」とは、制度を導入し、取り組むことをいう。

(7) 「制度」とは、別表 1 に掲げる奨励対象項目のうち導入する制度をいう。

(奨励対象事業者の要件)

第 4 条 この要綱において、奨励の対象とする事業者は、中小企業等であって、次の各号の全てを満たしているものとする。

(1) 都内で事業を営んでいること。なお、法人においては本店の所在地又は支店・営業所等の事務所が都内に所在することをいい、個人においては事業所地が都内であることをいう。

(2) 都内に勤務する常時雇用する労働者であって、かつ、雇用保険の被保険者である者を 1 人以上かつ採用の時から 6 カ月以上（休業中も含む。）継続して雇用していること。なお、常時雇用する労働者とは、次のアからウのいずれかに該当し、都内に勤務実態がある者とする。ただし、登録型派遣労働者は除く。

ア 期間の定めなく雇用されている労働者

イ 有期雇用の場合、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

ウ 日々雇用契約が更新される労働者のうち、1 年以上の期間雇用され続けている労働者又は採用の時から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

(3) 就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っていること。

(4) 過去 5 年間に国・東京都（東京都が他の団体等に出せん・委託して実施するものを含む。）を含む都道府県・市区町村等の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取消しを受けたことがないこと。なお、不正受給とは、偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない補助金の支給を受け、または受けようとすることをいう。

- (5) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成 31 年 3 月 19 日付 30 総行革監第 91 号）に規定する東京都政策連携団体、本事業協力団体又は東京都が設立した法人ではないこと。
- (6) 過去 5 年間に以下のアからエに該当する重大な法令違反等がないこと。
- ア 刑事罰、営業停止処分を受けた場合
 - イ 労働基準監督署により検察官に送致された場合
 - ウ 消費者庁の措置命令があった場合
 - エ 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合
- (7) 労働関係法令について、以下のアからオまでを全て満たしていること。
- ア 労働者に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）以上であること。
 - イ 固定残業代等の時間当たりの金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと。また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に割増賃金が追加で支給されていること。
 - ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36 協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間（特別条項を付帯した場合はその上限時間）を超える時間外労働をさせていないこと。
 - エ 労働基準法第 39 条第 7 項（年 5 日の年次有給休暇を取得させる義務）に違反していないこと。
 - オ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。
- (8) 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。
- (9) 都税の未納がないこと。なお、未納とは法人事業税及び法人都民税（個人については個人事業税及び個人都民税（居住地分、都外居住者は事業所地分））について納付義務があるにもかかわらず、未納がある場合をいう。
- (10) 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団並びに同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者でないこと。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (12) 東京都及び東京都政策連携団体に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っていないこと。
- (13) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと。
- (14) 過去に、財団が実施した魅力ある職場づくり推進奨励金において「リスクリング・資格取得支援制度」及び類似する制度の制度整備を実施し、奨励金を受給（受給予定含む）していないこと。
- (15) その他理事長が不適切と認める事項に該当しないこと。

（奨励金対象事業実施期間）

第5条 実施期間は、支給決定通知日の属する月の翌月から起算して2か月間以内、又は東京都の出
えん金により財団が創設した基金の予算の全額が執行された日のいずれか早い時点までとする。

(奨励金対象事業及び奨励金支給要件)

第6条 奨励金対象事業は別表1のとおりとする。奨励金は、奨励対象事業者が、別表1に掲げる制
度を導入した場合に、予算の範囲内において支給する。

(奨励金支給額)

第7条 奨励金の支給額は、1奨励対象事業者あたり最大40万円を上限とし、1回に限り支給する。
なお、奨励額は別表1(1)及び(2)それぞれ20万円とする。

(事前エントリーとエントリー当選)

第8条 奨励金の支給申請を行おうとする企業等は、事前エントリーを行わなければならない。なお、
事前エントリーは企業等を単位とし、同一の代表者が複数の事業者を所有する場合は、当該事業者
等を同一の事業者とみなす。

- 2 事前エントリーは、理事長に対し、別表2に記載するエントリー時申請項目の提出及び誓約内容
への誓約を行うものとする。
- 3 事前エントリー数が各回の募集企業数を上回った場合は、各回の受付期間終了後に抽選を行い、
事前エントリー当落選結果通知により、受付期間終了日から概ね5営業日以内に事前エントリーを
行った申請事業主に通知する。
- 4 事前エントリーは、1奨励対象事業者あたり1回限りとする。ただし、事前エントリーの結果、
当選できなかった企業等は次回以降の回に事前エントリーを行うことができる。また、第10条第3
項に定める場合については、この限りではない。各回の事前エントリーの受付期間等は別途募集要
項で定める。

(専門家派遣の実施)

第9条 前条により、事前エントリーの選考を通過した企業等(以下「エントリー通過事業者」とい
う。)は、財団が実施する専門家派遣を1回受けなければならない。

- 2 専門家派遣を1回受けたエントリー通過事業者のうち希望する事業者については、2回目の専門
家派遣を受けることができる。
- 3 当該派遣の実施方法及び実施期限は、別途募集要項に定める。

(事前エントリーの取下げ)

第10条 エントリー通過事業者は、事前エントリーの取下げをしようとするときは、遅滞なくその旨
理事長に届け出なければならない。

- 2 エントリー通過事業者が、事前エントリーの取下げを届け出ることができる期間は別途募集要項
で定める。
- 3 エントリー通過事業者から前項の期間中に、事前エントリーの取下げがあった場合は、当該事前
エントリーはなかったものとみなす。

(支給申請)

第 11 条 第 9 条により、1 回目の専門家派遣を受けたエントリー通過事業者は、支給申請書（様式第 1 号）、取組計画書（様式第 2 号）、その他必要な書類を添えて、理事長へ提出しなければならない。

2 支給申請の方法、提出書類、提出期限及び定員等詳細については別途募集要項に定める。

(奨励金の支給決定)

第 12 条 理事長は、前条の規定による支給申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認められるときは、奨励金の支給を決定するものとし、支給決定通知書（様式第 3 号）をもって、支給決定事業者に通知する。

2 理事長は、前項の支給決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 理事長は、第 1 項の審査により、奨励金を支給しないと決定したときは、不支給決定通知書（様式第 4 号）をもって、支給申請事業者に通知するものとする。

(支給申請の撤回)

第 13 条 エントリー通過事業者は、支給申請後に本奨励金の支給申請を撤回しようとするときは、遅滞なく、支給申請撤回届出書（様式第 5 号）を理事長に提出しなければならない。

2 エントリー通過事業者が、支給申請の撤回をすることができる期間は、第 11 条の規定による支給申請から第 12 条の規定による奨励金の支給決定の決定日から 14 日以内とする。

3 エントリー通過事業者から支給申請の撤回があった場合は、当該支給申請がなかったものとみなす。

4 支給申請の撤回は、第 11 条の支給申請の申請行為のみを撤回するものであり、これ以前の取組には遡及せず、専門家派遣及び事前エントリーを再度実施することはできない。

(奨励金対象事業の内容変更)

第 14 条 支給決定事業者は、奨励金対象事業の内容について、やむを得ない事情が生じた場合、一度に限り変更できるものとする。その際、奨励金対象事業内容変更届出書（様式第 6 号）を提出しなければならない。ただし、奨励金対象事業実施期間終了後又は実績報告後の変更は認めない。

(事業者情報変更の届出)

第 15 条 支給決定事業者は、事業者の名称、所在地、代表者等を変更するときは、遅滞なく、事業者情報変更届出書（様式第 7 号）を提出しなければならない。

(専門家派遣及び奨励金対象事業の中止)

第 16 条 エントリー通過事業者が専門家派遣を中止する場合及び支給決定事業者が奨励金対象事業を中止する場合は、遅滞なく奨励金対象事業中止届出書（様式第 8 号）を理事長に提出しなければならない。

2 1 回目の専門家派遣を中止した場合、中止の理由にかかわらず、当該年度の事前エントリーを再度実施することはできない。

- 3 奨励金対象事業を中止した場合、中止の理由にかかわらず、当該年度の事前エントリーを再度実施することはできない。

（実績報告）

第 17 条 支給決定事業者は、実施期間が終了したときは、実績報告書（様式第 9 号）、その他必要な書類を添えて別途理事長が定める期日までに提出しなければならない。ただし、指定した期日までに実績報告を提出しなかったときは、奨励金対象事業を中止したものとみなす。

- 2 当該実績報告にあたっての報告書類及び提出方法等は、別に定める。

（奨励金の額の確定）

第 18 条 理事長は、第 17 条により実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、奨励金対象事業の成果が支給決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、支給すべき奨励金の額を確定し、奨励額確定通知書（様式第 10 号）により、当該支給決定事業者へ通知する。

（是正のための措置）

第 19 条 理事長は、前条による審査の結果、奨励金対象事業の成果が支給決定の内容又はこれに付した条件等に適合しないと認めるときは、支給決定事業者に対し、これらに適合させるための措置を命ずることができる。

（奨励金の支払）

第 20 条 支給決定事業者は、第 18 条の規定による額の確定通知を受けた場合において、奨励金の支払いを受けようとするときは、奨励金請求書兼口座振替依頼を提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項により奨励金の支払の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支払うものとする。

（支給決定の取消し）

第 21 条 理事長は、支給決定事業者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、支給決定を取り消し、又はこの支給決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。なお、不正の内容、支給決定事業者及びこれに協力した関係者等について公表を行うことがある。

- （1）偽りその他不正の手段により奨励金支給を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- （2）支給決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等若しくはこの要綱等に基づく命令又は理事長の指示に違反したとき。
- （3）財団の指定する日までに書類の提出がない場合や問合せに対して十分な回答がないとき
- （4）廃業及び倒産等により奨励金対象事業の取組が客観的に不可能となったとき。なお、廃業及び倒産等とは以下のアからエのいずれかに該当する者をいう。

ア 会社更生法による更生手続開始の申立てをした者は更生手続開始の申立てをされた者

イ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者

ウ 破産法に基づく自己破産の申立てをした者又は同破産宣告を受けた者

- エ その他会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者
- (5) 支給決定事業者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (6) 第4条に定める奨励金対象事業者の要件に該当しない事実が判明したとき。
- (7) その他、理事長が支援するに適當でないと判断したとき。
- 2 前項の規定は、奨励金対象事業について支給すべき奨励金の額の確定があつた後においても適用する。
- 3 理事長は、第1項の規定による取消しをした場合には、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を支給決定事業者に通知する。

（奨励金の返還）

- 第22条 理事長は、前条の規定により奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に支給決定事業者に奨励金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。
- 2 前項の奨励金の返還期限は、当該返還を命令された日から起算して20日以内とする。

（違約加算金及び延滞金）

- 第23条 前条の規定により奨励金の返還を命じられた支給決定事業者は、当該命令に係る奨励金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 理事長が奨励金の返還を命じた場合において、支給決定事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、支給決定事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

- 第24条 前条第1項の規定により違約加算金を命じた場合において、支給決定事業者の納付した金額が返還を命じた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた奨励金の額に充てる。

（延滞金の基礎となる額の計算）

- 第25条 第23条第2項の規定により延滞金を命じた場合において、支給決定事業者が返還を命じた奨励金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（奨励金の経理等）

- 第26条 支給決定事業者は、奨励金対象事業に係る申請書類一式及び経理について収支の事実を明らかにした全ての証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を奨励金対象事業の終了した日の属する

会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(検査等)

第 27 条 理事長は、支給決定事業者に対し、奨励金対象事業の実施状況、奨励金対象事業に係る帳簿書類その他について報告を求め、必要に応じて立ち入り検査をすることができる。

2 支給決定事業者は、前項の規定に基づき、検査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

(各種奨励金等との併給調整)

第 28 条 支給決定事業者は、奨励金対象事業と同一の取組内容により支給要件を満たすこととなる各種奨励金等のうち、国、都又は都内区市町村が実施するもの（国、都又は都内区市町村が他の団体等に出えん・委託して実施するものを含む。）との併給申請はできないものとする。

(J グランツによる申請等)

第 29 条 次の各号に掲げる奨励金に係る手続き及び事務については、デジタル庁が運営する J グランツを使用する方法により行うことができる。

- (1) 第 8 条の規定に基づく事前エントリー及びエントリー選考結果の通知
- (2) 第 10 条の規定に基づく事前エントリーの取下げの届出
- (3) 第 11 条の規定に基づく奨励金の支給の申請
- (4) 第 12 条の規定に基づく奨励金の支給決定又は不支給決定の通知
- (5) 第 13 条の規定に基づく支給申請の撤回の届出
- (6) 第 14 条の規定に基づく奨励金対象事業の内容変更の届出
- (7) 第 15 条の規定に基づく事業者情報変更の届出
- (8) 第 16 条の規定に基づく専門家派遣及び奨励金対象事業の中止の届出
- (9) 第 17 条の規定に基づく奨励金の実績報告
- (10) 第 18 条の規定に基づく奨励金の額の確定に係る決定の通知
- (11) 第 20 条の規定に基づく奨励金の支払の請求

2 J グランツを使用する方法その他当該手続き等において定めのない事項については、理事長が指示するところによる。

(非常災害の場合の措置)

第 30 条 非常災害等による被害を受け、奨励金対象事業の遂行が困難となった場合の支給申請事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

(その他)

第 31 条 奨励金の支給に関するその他必要な事項は、理事長が別に定める。

第 32 条 奨励金の支給については、奨励金の事前エントリーを行った年度の要綱及び要領に基づき実施するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表１（第７条関係）

奨励対象項目

項 目	導入する制度
（１）知識・スキルの習得支援	①業務扱いとする研修・資格取得支援制度 ②自発的な研修・資格取得の受講費用助成制度・休暇等制度 ③資格手当制度等 ④研修受講時のベビーシッター・託児サービス・介護サービスの経費支援制度
（２）知識・スキルの活用支援	⑤社内副業・兼業制度 ⑥社内転職制度（社内公募制度） ⑦社内起業制度 ⑧人材育成型在籍出向制度

別表 2（第 8 条第 2 項関係）

エントリー時申請項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 企業等の所在地② 企業等の名称③ 代表者職・氏名④ 常時使用する労働者数⑤ 担当者の所属部署・氏名・電話連絡先・メールアドレス |
|---|

エントリー時誓約内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 都内で事業を営んでいること。② 都内に勤務する常時雇用する労働者であって、かつ、雇用保険の被保険者である者を 1 人以上かつ採用の時から 6 か月以上（休業中を含む。）継続して雇用していること。③ 就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っていること。④ 過去 5 年間に国・東京都（東京都が他の団体等に出えん・委託して実施するものを含む。）を含む都道府県・市区町村等の助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取消しを受けたことがないこと。⑤ 過去 5 年間に以下のアからエに該当する重大な法令違反等がないこと。<ul style="list-style-type: none">ア 刑事罰、営業停止処分を受けた場合イ 労働基準監督署により検察官に送致された場合ウ 消費者庁の措置命令があった場合エ 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合⑥ 労働関係法令について、以下のアからオまでをすべて満たしていること。<ul style="list-style-type: none">ア 労働者に支払われる賃金は、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと。また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に割増賃金が追加で支給されていること。ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36 協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間（特別条項を付帯した場合はその上限時間）を超える労働時間外労働をさせていないこと。エ 労働基準法第 39 条第 7 項（年 5 日の年次有給休暇を取得させる義務）に違反していないこと。オ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。⑦ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。⑧ 都税の未納がないこと。⑨ 東京都及び東京都政策連携団体に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っていないこと。⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。 |
|--|

- ⑪ 代表者、役員又は使用人その他の労働者若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意すること。
- ※「暴力団関係者」とは、以下の者をさす。
- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑫ 本奨励金若しくは奨励金対象事業と同一の取組内容により支給要件を満たすこととなる他の奨励金等を利用または受給したことがないこと。
- ⑬ 本奨励金の申請は1回限りであり、同一代表者による他の事業者等の本奨励金への申請は行っていないこと。
- ⑭ 要綱における関係書類について、理事長が必要と認めた場合は、関係書類を速やかに提出すること。
- ⑮ 本奨励金に関して財団へ提出した企業情報及び書類のすべてについて、事業報告及び事業実施上の疑義等の照会に応じて東京都へ提供することについて同意すること。
- ⑯ 本奨励金が支給された場合、企業名を従業員のリスキリング・キャリアデザインに理解がある企業として公開することや、取組の成果について今後取材される場合があること等について同意すること。
- ⑰ 本奨励金に関し提出する書類の内容は事実と相違ないこと、書類の写しはすべて原本と相違ないこと及び財団の職員が審査に必要な事項についての確認や検査を行う際に対応すること。
- ⑱ 本奨励金支給後に本誓約の内容に虚偽や不正が発覚した場合は奨励金を返還すること。